

備前市病院事業障害者活躍推進計画

備前市病院事業では障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障がい者の雇用推進と職業生活での活躍に関する計画を作成しましたので公表します。

令和 2 年 4 月

備前市病院事業

| | |
|------------------------------|---|
| 機関名 | 備前市病院事業 |
| 任命権者 | 備前市長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 備前市病院事業における障害者雇用に関する課題 | <p>備前市病院事業においては、これまで専門職を中心に通常の募集で障害者を雇用してきた。障害者のある職員が基準以上に在職する期間が長く続いていたが、該当職員の退職が相次ぎ、現在は基準を充たしていない状態となっている。</p> <p>今後は従前の募集スタイルで障害者の応募を待つのではなく、組織的に障害者雇用に向けて取り組む必要がある。</p> |
| 目標 | |
| ① 採用に関する目標 | <p>【実雇用率】 （令和7年6月1日時点） 1. 50%</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：0. 99%</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p> |
| ② 定着に関する目標 | <p>なし</p> <p>※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。</p> |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 (1)組織面 | <p>○障害者雇用推進者として病院総括事務長を選任する（令和元年10月11日選任済）。</p> <p>○障害者職業生活相談員の有無に関わらず、障害者を雇用している病院においては相談窓口を設置し、院内掲示等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | <p>○在職中に疾病・事故等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <p>○相談窓口での相談のほか、年度ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○新規に採用した障害者については勤務初年度において、定期的に面談を行い、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・自力で通勤できるといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が得られること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 |
| 4. その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |